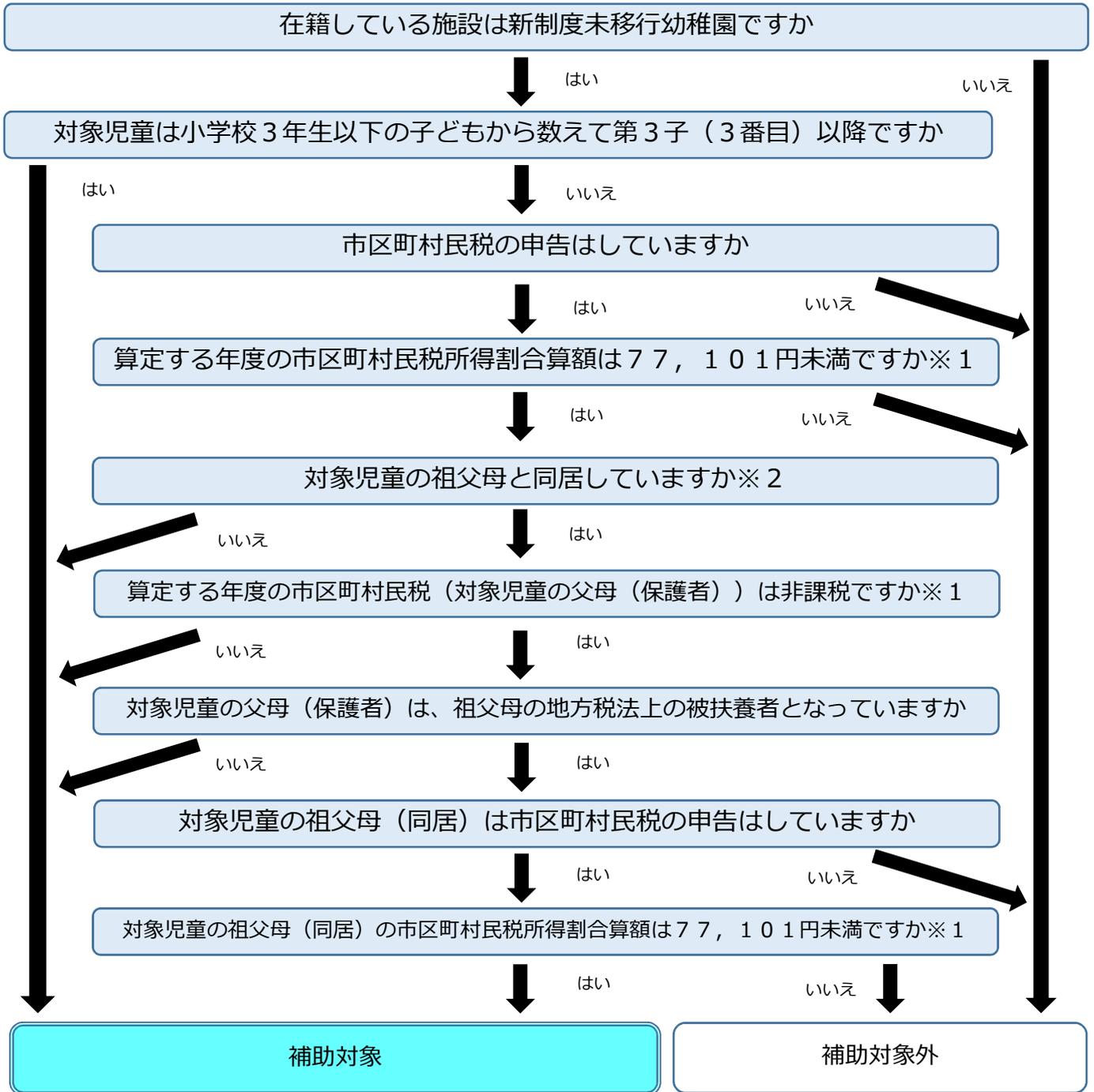


副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金 補助対象確認に関するフロー



※1(1) 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定。

- (2) 【4月～8月分】前年度の市区町村民税所得割合算額で算定
 →前年1月1日現在の住所が市外の場合、前年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*の提出が必要となります。
 【9月～3月分】当該年度の市区町村民税所得割合算額で算定
 →今年1月1日現在の住所が市外の場合、今年度分の市区町村民税課税(非課税)証明書等*の提出が必要となります。

*市区町村民税課税(非課税)証明書等

市区町村民税課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の写し、市民税・県民税納税通知書の写しのいずれか1点

- ※2(1) 祖父母と同地番の別棟で生活している場合や、二世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合は、同居とはしない。
 (2) 祖父母と別居しているが、生計を一にしている場合(生活費や家賃を仕送りしている等)は、同居とする。

※3 【母子・父子家庭である場合】

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)の写しの提出が必要となります。

※4 【保護者が離婚を前提に別居している場合】

離婚調定中または裁判中であることを証する書類の写しの提出が必要となります。

※5 提出前チェックリストにて提出書類、有効期間をご確認ください。

申請日から起算して6か月前までに発行されたものが有効